

つくば都市交通センター駐輪場定期利用取扱条項

令和元年10月1日

1. 駐輪場の名称 つくば都市交通センター駐輪場
2. 駐輪場の所在地 茨城県つくば市吾妻2-4-6
3. 駐輪場の管理者
 - (1)所在地 茨城県つくば市吾妻1-5-1
 - (2)名称 一般財団法人つくば都市交通センター
 - (3)電話 029-855-7211
 - (4)代表者 理事長 茂木 貴志

(通 則)

第1条 つくば都市交通センター駐輪場（以下「駐輪場」という。）の利用に関しては、この取扱条項による。

(営業時間)

第2条 駐輪場の営業時間は、終日（24時間・年中無休）とする。

(営業休止等)

第3条 駐輪場の管理者（以下「管理者」という。）は、駐輪場の管理上支障があると認めるときは、臨時に営業休止を行うことができる。

(駐車できる車両)

第4条 駐輪場に駐輪できる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）で、防犯登録がされており、かつ、駐輪ラックに支障なく格納できるものとする。

(定期駐輪の利用申込み)

第5条 駐輪場において定期の駐輪（以下「定期駐輪」という。）の利用の承諾を受けようとする者は、「駐輪場定期利用申込書」を管理者に提出しなければならない。

(定期駐輪の利用契約)

第6条 管理者は、前項の申込みに対し利用の承諾をしたときは、駐輪場定期券（以下「定期券」という。）及び駐輪場定期駐車ステッカー（以下「ステッカー」という。）を申込者に交付（貸与）するものとする。

2 管理者が申込者にステッカーを交付することにより、駐輪場の定期利用契約（以下「定期利用契約」という。）が成立するものとする。

3 前項により当該ステッカーを交付された者（以下「定期利用者」という。）は、駐車しようとする自転車の後部の見えやすい箇所にステッカーを貼付しなければならない。

4 定期利用者は、駐輪場の利用に際し管理者から定期券の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(定期利用契約の期間)

第7条 定期利用契約の期間は、月の初日から始まる1か月、3か月又は6か月の期間とする。

(定期利用契約の更新)

第8条 定期利用者が、契約期間満了後も引き続き駐輪場の定期利用の承諾を受けようとするときは、当該定期券を持参し、駐車場案内センターで定期券の更新手続きをすることにより「駐輪場定期利用申込書」の提出に代えることができ、新たな定期券が発行されたときに、定期利用契約は定期券に記載された条件で更新されたものとする。

(変更の届出)

第9条 定期利用者は、住所、氏名、利用者区分又は自転車(防犯登録番号・車体番号を含む)を変更したときは、「駐輪場定期利用者住所等変更届」に当該定期券及びステッカーを添えて管理者に届け出なければならない。

(定期券の再交付)

第10条 定期利用者は、定期券又はステッカーを紛失し、又は汚損した場合においてその再交付を受けようとするときは、「駐輪場定期券再交付申込書」により管理者に申し込まなければならない。

(定期券の返却等)

第11条 定期利用者が、定期利用契約を更新せず期間の満了により契約を終了させるときは、期間満了日の10営業日前までに管理者に連絡するものとし、定期券は期間満了月の翌月5日までに管理者に返却するものとする。

(定期駐輪料金)

第12条 定期駐輪の料金(以下「定期駐車料金」という。)は、次のとおりとする。

(1) 一般定期駐輪の料金(消費税込み)

- | | |
|-------|----------|
| ① 1か月 | 2, 120円 |
| ② 3か月 | 5, 860円 |
| ③ 6か月 | 11, 720円 |

(2) 学生定期駐輪料金(消費税込み)

- | | |
|-------|---------|
| ① 1か月 | 1, 050円 |
| ② 3か月 | 2, 930円 |
| ③ 6か月 | 5, 860円 |

(定期駐輪料金の納付時期)

第13条 定期駐輪料金は、当該定期利用契約成立の際に、また、第8条に規定により当該定期利用契約が更新された場合においては当該更新の際に、管理者に納付しなければならない。

(盗難等の場合の管理者の責任等)

第14条 管理者は、自転車の盗難、紛失、破損等について一切の責任を負わないものとする。

(定期利用契約の解除)

第15条 管理者は、定期利用者がこの取扱条項のいずれかに違反したときは、何らの催告を要せず、直ちに定期利用契約を解除することができる。

(定期利用契約の解除の通知)

第16条 管理者は、前条の規定により定期利用契約を解除するときは、「駐輪場定期利用契約解除通知書」により当該定期利用者に通知するものとする。

(禁止行為)

第17条 駐輪場を利用する者は、駐輪場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車の駐輪を妨げること。
- (2) 駐輪場の施設若しくは付帯設備又は駐輪中の他の自転車を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(損害賠償)

第18条 駐輪場の施設若しくは付帯設備を汚損し、又は損傷させた者は、管理者に対しその損害を賠償しなければならない。

(違反自転車に対する措置)

第19条 管理者は、定期利用契約終了(第15条により定期利用契約が解除された場合を含む)後の自転車又は無断で存置している自転車以下「違反自転車」という。)が駐車場内にあるときは、当該違反自転車を撤去することができる。

(違反自転車の撤去)

第20条 管理者は、違反自転車の使用者又は所有者に対し、違反自転車を駐輪場外へ移動するよう警告するものとする。

2 管理者は、前項の規定による警告後2週間を経過しても存置されている自転車については、これを撤去することができる。

(撤去の掲示等)

第21条 管理者は、前2条の規定により自転車を撤去したときは、当該自転車が存置されていた場所の周辺に当該撤去をした旨の掲示をしなければならない。

(撤去した自転車の保管等)

第22条 管理者は、第18条及び第19条の規定により撤去した自転車をあらかじめ定めた場所に次条により処分するまでの間保管するものとする。

2 管理者は、保管する自転車の使用者又は所有者の連絡先が明らかなきときは、当該使用者又は所有者に対し速やかに当該自転車を引き取るよう通知を発するものとする。

(保管した自転車の処分)

第23条 管理者は、前条第1項により保管している自転車で第21条による掲示の日から6か月が経過したものについては、これを処分するものとする。

(費用の徴収)

第24条 管理者は、第22条第1項により保管している自転車の使用者又は所有者が自転車を引き取りに来た場合、当該者から保管手数料として1,000円を徴収し、当該自転車を返還するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第25条 管理者は、定期利用者が次のいずれかに該当する場合には、その期限の利益を喪失させ、何らの通知なしに直ちに定期利用契約を解除することができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。

(2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

(この条項に定めない事項)

第26条 この条項に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。